

【電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援（事業者支援）】

農業生産資材等高騰の影響を受ける農家を支援

農業生産資材等の価格高騰により、農家の農業経営コストが増加している認定農業者等に対し、支援金を交付します。

■ 事業名

担い手育成支援事業

■ 目的

農業生産資材等の価格高騰の影響により経営コストが増加している農家の経営の継続と回復を支援するため、特に、意欲的に農業経営を行い、地域農業をけん引する認定農業者及び認定新規就農者に、国の交付金を活用し、一人につき5万円の支援金を交付します。

〔認定農業者制度とは〕

意欲ある農業者が自らの農業経営を計画的に改善するために作成した「農業経営改善計画」を市が認定し、その計画達成に向けた取り組みを関係機関が支援していく制度

〔認定新規就農者制度とは〕

新たに農業を始める方が作成する「青年等就農計画」を市が認定し、認定を受けた新規就農者が、将来において効率的かつ安定的な農業経営の担い手として発展できるよう支援していく制度

■ 補正予算の概要

(1) 給付概要

対象者	市内に住所又は本店事業所を有し、かつ、市内の農地で営農する認定農業者（農業経営改善計画認定者）又は認定新規就農者（青年等就農計画認定者）
交付金額	5万円（定額）
申請期間	令和4年11月中旬～令和5年2月28日
周知方法	対象者への個別通知

(2) 補正予算の内訳

○農業生産資材等価格高騰対策支援金 15,000千円
（認定農業者＋認定新規就農者）300戸×50千円

○事務費 117千円

- ・消耗品費 50千円（宛名シール、ファイル他）
- ・郵送料 50千円（300件×2回×84円）
- ・公金振込手数料 17千円（300件×55円）

■ 補正予算額 15,117千円【国庫支出金あり】

〔特定財源〕国：10,960千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金